

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な
措置について

平成 21 年 8 月 5 日

内閣総理大臣

最高裁判所長官 申合せ

裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり定めることとし、平成 21 年 8 月 5 日から実施する。

1 裁判所がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次のとおりとする。

(1) 歴史資料として重要な判決書等の裁判文書

(2) 次の事項が記録された司法行政文書

ア 裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定

イ アの決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程

2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、裁判所から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等に移管することとする。